

○遠賀町在日外国人高齢者福祉手当支給規則

平成6年12月28日規則第20号

改正

平成24年6月21日規則第19号

平成28年3月31日規則第12号

遠賀町在日外国人高齢者福祉手当支給規則

(目的)

第1条 この規則は、日本国籍を有しない老人に対し、在日外国人高齢者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、老人の福祉の増進を、図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「在日外国人高齢者」とは、日本国籍を有しない者で大正15年（西暦1926年）4月1日以前に出生した満70歳以上のものをいう。

(支給対象者)

第3条 手当の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する在日外国人高齢者とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民で、遠賀町に1年以上登録されている者

(2) 別表第1に掲げる公的年金を受給していない者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく、生活保護を受給していない者

2 前項の支給対象者であった者で現に本町において住民基本台帳に記録を有しないものであっても、その有しない原因が本町の福祉課が本町の区域外に所在する老人ホームに入所措置したものであるときは、同項の支給対象者とみなす。

(支給額)

第4条 福祉手当の支給額は、1人につき年額84,000円とする。

(支給申請及び決定)

第5条 手当の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、在日外国人高齢者福祉手当支給申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、町長は支給の適否を決定し、在日外国人高齢者福祉手当支給決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(支給の期間及び方法)

第6条 手当を支給する期間は、第4条に規定する申請を受理した日の属する月の翌月から第2条の規定による支給を受ける資格（以下「受給資格」という。）の消滅した日の属する月までとする。

2 手当は、毎年7月、11月、及び3月の三期に、それぞれの月までの分を支給する。

(支給制限)

第7条 手当は、申請者の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下それらを「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、別表第2に定める額を超えるときは、その年の4月から翌年の3月までは支給しない。

2 手当は、申請者の配偶者の前年の所得又は、申請者の扶養義務者〔民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として当該申請者の生計を維持するもの〕の前年の所得が、申請者の配偶者又は申請者の扶養義務者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第2に定める額を超えるときは、その年の4月から翌年の3月までは支給しない。

3 申請者、申請者の配偶者及び扶養義務者の所得額は、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税に係る総所得額とする。

(支給の停止)

第8条 町長は、前条に定めるもののほか、次の各号の一に該当するときは、手当を支給しないことができる。

(1) 正当な理由がなく、第12条の規定による報告又は必要な書類の提出を怠ったとき。

(2) 手当の支給が著しく公益に反すると認められるとき。

(支給停止の通知)

第9条 町長は、前条の規定により手当の支給を停止するときは、在日外国人高齢者福祉手当支給停

止通知書（様式第3号）によりその旨を受給者に通知するものとする。

（受給資格の喪失等）

第10条 受給者が、次の各号の一に該当するときは、手当を受給する資格は喪失するものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、手当の支給を受けたとき。

2 町長は、受給者が、前項の規定により受給資格を喪失し、これを確認したときは、在日外国人高齢者福祉手当受給資格喪失通知書（様式第4号）によりその旨を受給者（受給者が死亡した場合にあっては、第13条第2項の規定により死亡した旨を届け出た者）に通知するものとする。

（受給者が死亡した場合の支給）

第11条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき手当で未支給のもの（以下「未支給手当」という。）があるときは、次に掲げる遺族であって、その者の死亡の当時その者と生計を一にしていた者に未支給手当を支給するものとする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

2 未支給手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位とする。

3 第1項の規定により未支給手当を受給しようとする者は、在日外国人高齢者福祉手当未支給分請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（現況の報告）

第12条 受給者は、手当の支給決定を受けた年度の翌年度以降において、その現況について、現況報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、毎年6月1日から同月15日までの間に、これを町長に提出しなければならない。

- (1) 第7条第1項及び第2項に規定する所得がある場合は、当該所得を証明できる源泉徴収票、市町村民税課税証明書等の書類
- (2) その他町長が必要と認めるもの。

（変更の届出）

第13条 受給者は、次の各号の一に該当するときは、在日外国人高齢者福祉手当受給資格変更届出書（様式第7号）を当該各号の一に該当することとなった日から14日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 第3号各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

2 受給者が死亡したときは、受給者の親族又は同居者は、その死亡の日から14日以内に前項の規定による届出書を町長に提出しなければならない。

（譲渡等の禁止）

第14条 受給者は、手当の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（返還命令）

第15条 町長は、偽りその他の不正な手段により、手当の支給を受けた者がいるときは、その者に対して、既に支給した手当の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（備付書類）

第16条 町長は、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておくものとする。

- (1) 在日外国人高齢者福祉手当支給申請処理簿（様式第8号）
- (2) 在日外国人高齢者福祉手当受給者台帳（様式第9号）

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
(見直し等)
- 2 町長は、この規則による福祉手当の制度と類似の制度が国又は福岡県において創設されたときは、この規則の実施のあり方について見直しを行なう。

附 則 (平成24年6月21日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本町において外国人登録原票に登録されていた者であつて、施行日から引き続き本町において住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の第3条の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本町において外国人登録原票に登録されていた期間を本町において住民基本台帳に登録されている期間に通算する。

附 則 (平成28年3月31日規則第12号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

- (1) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく年金たる給付
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく年金たる給付
- (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)に基づく年金たる給付
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)に基づく年金たる給付
- (5) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく年金たる給付
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)に基づく年金たる給付
- (7) 農林漁業団体職員共済組合法(昭和33年法律第99号)に基づく年金たる給付
- (8) 恩給法(大正12年法律第48号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金たる給付
- (9) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の退職年金に関する政令による年金たる給付
- (10) 厚生年金保険法附則第28条に規定する共済組合が支給する年金たる給付
- (11) 執行官法(昭和41年法律第111号)附則第13条の規定による年金たる給付
- (12) 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和25年法律第256号)に基づいて国家公務員等共済組合連合会が支給する年金たる給付
- (13) 国会議員互助年金法(昭和33年法律第70号)による年金たる給付
- (14) 地方議会議員共済会が支給する年金たる給付
- (15) 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による年金たる給付
- (16) 未帰還者留守家族等援護法(昭和28年法律第161号)による留守家族手当(同法附則第45項に規定する手当を含む。)
- (17) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による年金たる給付
- (18) 船員保険法による年金たる保険給付(旧船員保険法による年金たる保険給付を除く。)
- (19) 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金たる補償
- (20) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)及び同法に基づく条例の規定による年金たる補償
- (21) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)に基づく条例の規定による年金たる補償
- (22) その他前各号に準ずるもの

別表第2 (第7条関係)

遠賀町在日外国人高齢者福祉手当所得制限限度額表

控除対象配偶者等の数	受給者の総所得額	配偶者又は主たる扶養義務者の総所得
なし	1,584,000円	3,284,000円

1人	1,934,000円	3,533,000円
2人	2,284,000円	3,746,000円
3人	2,634,000円	3,959,000円
4人	2,984,000円	4,172,000円
5人	3,334,000円	4,385,000円
	(1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を加算した額とする。 (2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき350,000円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族等であるときは450,000円）を加算した額とする。	(1) 所得税法に規定する老人扶養親族がある者についての限度額は、上記の額に当該老人扶養親族1人につき60,000円を加算した額とする。 (2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、1人につき213,000円（扶養親族等が老人扶養親族であるときは、273,000円）を加算した額とする。

様式第1号
(第5条第1項関係)

様式第2号
(第5条第2項関係)

様式第3号
(第9条関係)

様式第4号
(第10条第2項関係)

様式第5号
(第11条第3項関係)

様式第6号
(第12条関係)

様式第7号
(第13条第1項第2項関係)

様式第8号
(第16条関係)

様式第9号
(第16条関係)